

神奈川県優良防犯駐車場認定制度の運用要領

目次

第1章	総則(第1条～第4条)
第2章	認定委員会(第5条～第9条)
第3章	審査・認定(第10条～第18条)
第4章	雑則(第19条～第23条)
参考添付表	制度の流れ・5頁、運用書式一覧・6頁

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要領は、特定非営利活動法人神奈川県防犯セキュリティ協会(以下、「当協会」という)が、犯罪の防止に配慮した構造及び設備を有している駐車場を、「神奈川県優良防犯駐車場」として認定するために必要な事項を定める。

(認定制度の意義)

第2条 神奈川県優良防犯駐車場認定制度は、防犯に優れているか否かを公正・中立的な立場で審査し、これを広く情報発信することにより、利用者の駐車場の適切な選択に資する。

(認定駐車場の範囲)

第3条 この制度の対象とする駐車場は、以下の2項目をいずれも満足する施設とする。

- ① 自走式の平面駐車場又は立体駐車場。
- ② 時間貸駐車場、月極駐車場及び店舗の駐車場。

(注) 機械式駐車場及びマンションやアパートに併設の駐車場は、対象外とする。

(用語の定義)

第4条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 自走式駐車場

自動車を自ら運転し、駐車スペースに至る駐車場の形式をいう。

(2) 立体駐車場

平面駐車場を何層か重ねた形の駐車場をいう。

(3) 審査員

当協会発行の「防犯診断審査員登録証」の交付を受けている者の中から、当協会が指名した者をいう。

第2章 認定委員会

(認定委員会)

第5条 当協会内に優良防犯駐車場認定の可否判断を行うために、神奈川県優良防犯駐車場認定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の構成)

第6条 委員会は、次に掲げる者より構成するものとする。

- (1) 当協会の理事全員
- (2) 当該物件の審査員
- (3) 認定委員会事務局員1名。 但し、理事または協会事務局員との兼任を認める。

(委員長)

第7条 委員会の委員長は、理事長とする。

- 2 委員長は、会務の進行を統括する。
- 3 委員長に支障がある場合、委員長が代理を指名する。

(委員会の招集)

第8条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め意見を聞くことができる。

(定数及び議決)

第9条 委員会は、半数以上の理事(委員長を含む)と事務局員および第5条2号の審査員1名以上の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議決は、出席委員の2/3以上でこれを決する。
- 3 認定委員会事務局員は議決に加わらない。 但し理事が兼務する場合はこの限りでない。

第3章 審査・認定

(評価基準の作成と公表)

第10条 当協会は、優良防犯駐車場として認定するための評価基準(以下、「評価基準」という。)を作成し、公表するものとする。

- 2 評価基準は、優良防犯駐車場の認定に必要な防犯性能について、必須項目に適合しなければならない事項を示し、推奨項目は努力目標とする。
- 3 評価基準は、別に定める。
- 4 評価基準は、定期的に見直しを行うものとする。

(認定申請の手続)

第11条 優良防犯駐車場の認定申請をすることができる者は、駐車場の所有者又は管理者とする。

- 2 優良防犯駐車場の認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、正副2通の認定申請書(第1号様式)と、申請書に掲げる書類を各々添付して当協会に申請するものとする。
- 3 当協会は、前2項の認定申請書に添付しなければならない書類に不備や虚偽の記載がある場合

には申請を受理せず、申請者に対して再提出を求めることができる。

(審査員の指名)

第12条 当協会は認定申請書を受理した場合は、速やかに審査員を指名し、引受承諾書(第2号様式)により申請者に連絡する。

- 2 審査員は、常に当協会発行の「防犯診断審査員登録証」を携行し、関係者から提示を求められた場合は、これを提示しなければならない。

(審査)

第13条 審査員は、評価基準に従って適合性を審査するものとする。

- 2 審査員は、審査を実施した場合は、当協会に対して、優良防犯駐車場審査結果報告書(第3号様式)を提出するものとする。

(認定及び通知)

第14条 審査の合否判定は、前条の優良防犯駐車場審査結果報告書に基づき委員会で行い、当協会が認定する。

- 2 当協会は、審査の結果、評価基準に適合していると認めるときは、審査結果通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。
- 3 当協会は、審査の結果、評価基準に適合していると認めるときは、優良防犯駐車場認定登録簿に登録するものとする。
- 4 当協会は、優良防犯駐車場として認定した場合は、認定証(第5号様式)と認定プレート(第6号様式)及びのぼり旗(第7号様式)を交付するものとする。
また、のぼり旗の追加希望がある場合は、オプションとして別途対応するものとする。

(遵守事項)

第15条 駐車場所所有者又は管理者は、申請資料と認定証を適正に保管するとともに、認定を受けた状態を維持するよう努めるものとする。

- 2 認定は、当該駐車場に対するものであることから、認定証及び認定プレート、のぼり旗は当該駐車場に帰属するものとする。(認定証には駐車場名を記載します)

(登録の有効期限)

第16条 認定登録の有効期間は認定証の発行日より5年間とする。

- 2 登録の更新は、登録認定期限の3か月前から更新申請をすることができる。

(認定の取り消し)

第17条 当協会は次に掲げる事由があると認めた場合は、認定を取り消すことができる。

- (1)所有者が認定の取り消しを求めたとき
 - (2)火災、震災等により認定物件が焼失又は損壊した場合
 - (3)所有者又は管理者が同意書及び第17条に掲げる遵守事項を履行しない時
- 2 当運用要領に定めのない事項が発生した場合は、双方が誠意をもって解決することとする。

(取り消しの通知)

第18条 当協会は前条の規定により認定を取り消したときは、所有者等に対し、認定取消通知書(第8号様式)により通知し、登録簿から抹消する。

第4章 雑則

(審査手数料)

第19条 認定審査に要する諸経費(審査手数料)については、別に定める。

- 2 申請手数料の振り込み確認をもって申請受付完了とし、申請後の審査手数料等はいかなる理由においても返金しない事とする。
- 3 更新申請の審査手数料は、認定審査に準ずるものとする。

(認定の効果)

第20条 神奈川県優良防犯駐車場認定制度は、犯罪の発生しにくい一定の防犯性能を有する施設の普及により犯罪の抑止に資することが目的であって、認定を受けた駐車場において犯罪が発生しないことを保証するものではない。

(守秘義務)

第21条 認定業務にかかわった者は、当該業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(保管文書と保存期間)

第22条 当協会は、申請、審査及び認定に関する文書を保存しなければならない。

- 2 文書の保存期間は、審査結果通知書又は認定証を発行した日が属する年度の翌年度から5年間とする。

(補則)

第23条 この規程の施行のための必要な細則は、当協会理事会で別に定める。

附 則

この規程は、平成26年 7月25日から施行する。

この規程は、平成28年 4月 8日から施行する。

改訂条項 第6条、第7条、第9条、第16条他

別表

審査手数料

平成 28 年 7 月 8 日時点、 税別

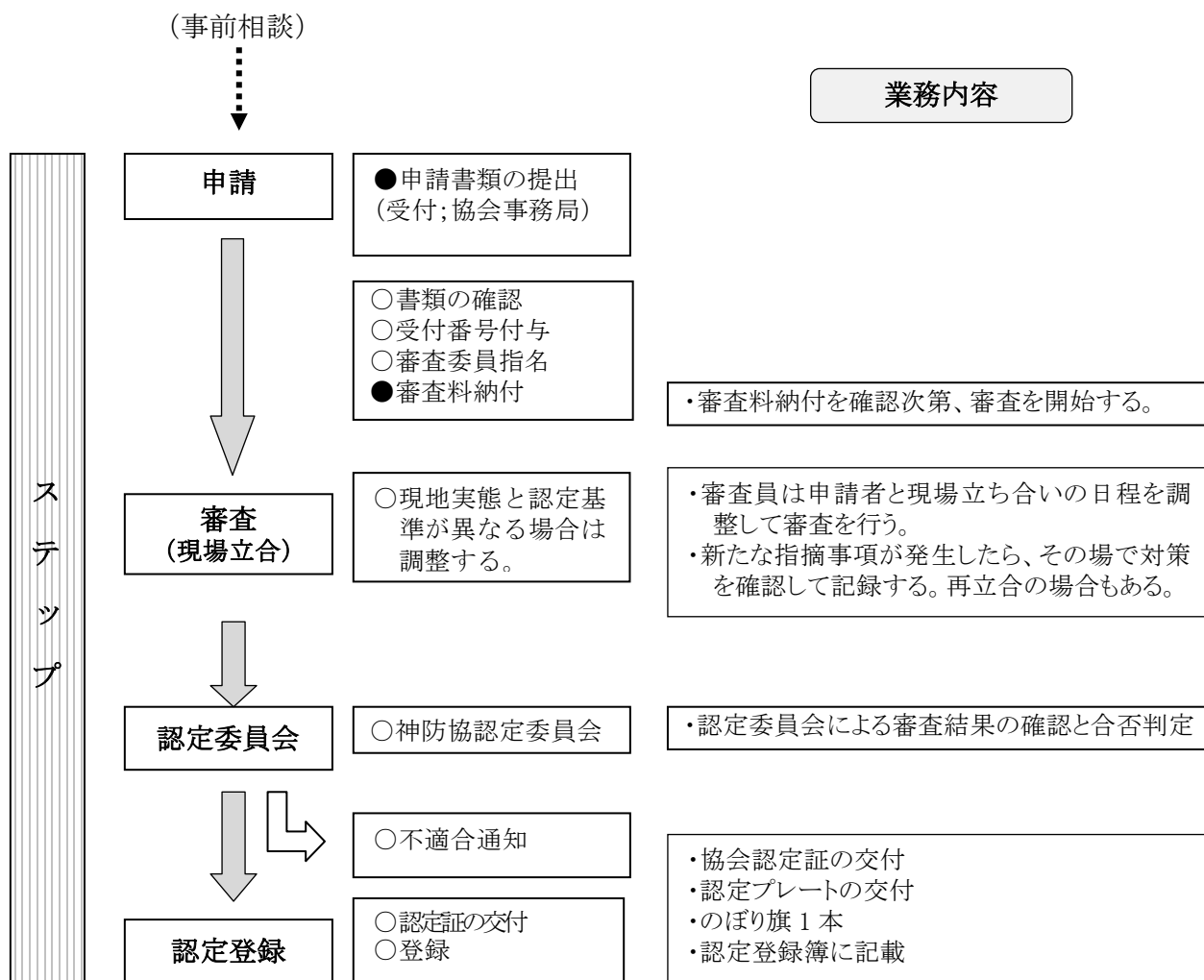
申請区分	審査手数料	注 記
認定申請	30,000円	注1, 駐車場の規模に関係なく定額です。
更新申請	30,000円	注2, 手数料には認定プレート、のぼり旗を含む。(旗は一竿)

* 振込手数料はご負担ください。 別途消費税が掛かります。

< 参考添付表 >

神奈川県優良防犯駐車場認定制度の流れ

(不明な点は協会事務局にお問い合わせください)



<参考添付表>

運用に関わる書式一覧

	様式	書式名	発行区分	備考
1	第1号様式	神奈川県優良防犯駐車場制度の認定申請書	申請者	同意書含む
3	第2号様式	引受承諾書	協会	
4	第3号様式	優良防犯駐車場審査結果報告書	協会	
5	第4号様式	神奈川県優良防犯駐車場認定制度審査適合通知書	協会	
6	第5号様式	神奈川県優良防犯駐車場認定証	協会	
7	第6号様式	神奈川県優良防犯駐車場認定プレート	協会	
8	第7号様式	神奈川県優良防犯駐車場のぼり旗	協会	
9	第8号様式	認定取消通知書	協会	
10				